

四日市市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月27日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市教委規則第2号

四日市市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

四日市市立幼稚園管理規則（平成13年四日市市教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(幼稚園保育料の納付)</p> <p>第16条 <u>幼稚園に在園する幼児の保護者は、毎月末日（12月は25日とする。）までに、その月分の幼稚園保育料を納付しなければならない。</u></p>	<p>(幼稚園保育料)</p> <p>第16条 <u>幼稚園保育料は、毎月1日に当月分の保育料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、保育料の減免をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>生活保護世帯（単給世帯を含む。）</u></p> <p>(2) <u>幼児の属する世帯の家庭状況に応じ、別に定める基準に該当する世帯</u></p> <p>(3) <u>その他委員会が特に必要を認めるとき</u></p> <p>2 <u>前項ただし書きの規定による保育料の減免の額及び方法については別に定める。</u></p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。